

●香川県告示第190号

昭和54年香川県告示第1083号（沿岸漁業改善資金の貸付けの相手方並びに貸付けの申請及び決定の時期の基準）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
1 略		1 経営等改善資金	
経営等改善資金の種類	貸付けの相手方	経営等改善資金の種類	貸付けの相手方
1～14 略		1～14 略	
<u>15 高機能型のり異物 除去機購入等資金</u>	<u>8と同じ。</u>		